

4 参加資格条件

【別表】

参加資格 (全体)		令和7年12月17日（水）現在において次の条件を満たすこと。なお、提案書提出時及び設計・工事請負契約時においても同条件を満たすことを誓約。（条件に合わない場合は、契約は行わない）
資格条件Ⅰ（施工者）	参加条件 (建設業者)	建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）」に定める資格を得ている者（令和7年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿[建設業者]（以下「入札参加資格者名簿」という。）登載者）。
	(1) すべての入札参加者（建設業者）に対する条件	①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。 ②福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中及び福岡県住宅供給公社建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成20年3月27日公社要綱第17号）に基づく指名停止期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。 ③福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中及び福岡県住宅供給公社建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成20年3月27日公社要綱第17号）に基づく指名停止期間中でないこと。 ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと（更正手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。 ⑤特定建設業の許可（建築一式工事）を受けていること。 ⑥単体又は2者による建設JVで施工すること。なお、単体での参加者はこの工事に係るJVの構成委員となることができない。また、建設JVの構成員はこの工事に係る他の建設JVの構成員となることができない。 ⑦建設JVで施工する場合は、構成員の出資比率が30%以上であること。 ⑧福岡県住宅供給公社が発注した建築一式工事の、施工中又は落札後契約手続き中でないこと。
	(2) 単独及びJVの代表構成員に対する条件	①建築一式工事について、入札参加資格者名簿の業者等級別格付がAaであること。 ②建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。）を福岡県内に有すること。 ③平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1,000平方メートル以上かつ3階建て以上の共同住宅の新築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。 ④建設JVの場合、建設JVの代表構成員は構成員中最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。 ⑤建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受け、監理技術者を契約工期開始日から当該工事に配置できる場合及び現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。 ⑥専任の監理技術者は、平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1,000平方メートル以上かつ3階建て以上の共同住宅の新築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。（施工会社の実績と同一物件でも可。） なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。
	(3) JVの他の構成員に対する条件	①建築一式工事について、入札参加資格者名簿の業者等級別格付がAaまたはAであること。 ②建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を、福岡市、古賀市、糟屋郡、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、糸島市、宗像市、福津市、朝倉市、朝倉郡に有すること。 ③平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、200平方メートル以上の共同住宅の新築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。 ④建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を専任して契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者を契約工期開始日から当該工事に配置できる場合及び現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。
資格条件Ⅱ（設計者）	参加条件 (設計者)	設計者（設計責任者）の設計事務所は、令和7年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿[建設附帯工事業者]登載者とする。 ただし、建設業者の設計部門が設計者（設計責任者）の場合を除く。
	(1) すべての入札参加者（設計者）に対する条件	①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。 ②建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の規定による懲戒若しくは第26条の規定による監督処分を受け、処分期間中でないこと。 ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと（更正手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。 ④建築士法第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っている福岡県内の事務所であること。 ⑤単体又は構成員を2者とする設計JVとすること。なお、単体での参加者はこの設計・施工に係る設計JV構成員となることができない。 また、設計JV各構成員はこの設計・施工に係る他の設計JV構成員となることができない。 ⑥設計JVの場合、代表構成員は最大の出資比率であること。 ⑦設計JVで設計する場合は、構成員が2者の場合は出資比率が30%以上であること。 ⑧福岡県住宅供給公社が発注した設計業務委託の、受注期間中又は落札後契約手続き中でないこと。
	(2) 単独及びJVの代表構成員に対する条件	①設計事務所は、平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1,000平方メートル以上かつ3階建て以上の共同住宅の新築の設計業務の実績（竣工又は工事中のものに限る。共同企業体による設計については、出資割合が20%以上の設計に限る。）を有すること。 なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。
	(3) JVの他の構成員に対する条件	①設計事務所は、平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、200平方メートル以上の共同住宅の新築に係る設計業務の実績（竣工又は工事中のものに限る。共同企業体による設計については、出資割合が20%以上の設計に限る。）を有すること。 なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。
	(4) 設計者（設計責任者）に対する条件	①設計者（設計責任者）は、他の参加者のグループ構成員となることが出来ない。 ②設計者（設計責任者）は、一級建築士とする。 ③設計者（設計責任者）は、平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1,000平方メートル以上かつ3階建て以上の共同住宅の新築の設計業務の経験（竣工又は工事中のものに限る。共同企業体による設計については、出資割合が20%以上の設計に限る。）を有すること。（設計事務所の実績と同一物件でも可。） なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。